

平成27年度特別研究会3（民事事件処理の充実）

参加者名簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	近 藤 昌 昭	
		谷 口 園 恵	
	東京地裁立川支	渡 邊 弘	
	横浜地裁	始 関 正 光	
	さいたま地裁	脇 由 紀	
	千葉地裁	岸 日 出 夫	
	静岡地裁	大 久 保 正 道	
大阪	新潟地裁	三 浦 隆 志	
	大阪地裁	杉 浦 德 宏	
		谷 口 安 史	
	京都地裁	牧 賢 二	
名古屋	神戸地裁	東 由 美	
	大津地裁	山 本 善 彦	
	金沢地裁	藤 田 昌 宏	
広島	広島地裁	小 西 洋	
	岡山地裁	曳 野 久 男	
福岡	福岡地裁小倉支	足 立 正 佳	
	長崎地裁	松 葉 佐 隆 之	
	大分地裁	竹 内 浩 史	
	熊本地裁	中 村 心	
	鹿児島地裁	鎌 野 真 敬	
仙台	盛岡地裁	小 川 理 津 子	
	青森地裁	田 中 一 彦	
札幌	札幌地裁	湯 川 浩 昭	
		内 野 俊 夫	
	旭川地裁	武 藤 貴 明	
高松	釧路地裁	中 川 博 文	
	高松地裁	福 田 修 久	
	高知地裁	石 丸 将 利	
	松山地裁	西 村 欣 也	

合計 30 人

平成27年度特別研究会3（民事事件処理の充実）

共同研究（班別）

「合議の在り方と合議における部総括の役割」

結果概要

講 師 民事局長

菅 野 雅 之

平成28年1月

司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会3（民事事件処理の充実）を平成27年6月24日から同月25日まで実施した。

本資料は、同月24日に行われた共同研究（班別）「合議の在り方と合議における部総括の役割」における内容を取りまとめたものである。

1 はじめに

【司会】

「合議の在り方と合議における部総括の役割」と題して共同研究（全体討議部分）を行う。

全体討議に先立って、少人数での班別討議を行っていただき、その上で、項目ごとに、研究員全員での全体討議を行い、その後、講師をお願いしている菅野雅之民事局長からコメントを頂戴するという段取りで進めていく。

まず、冒頭に、局長のほうから少しイントロダクション的なコメントをいただきたい。

【講師】

ここにおられる方々は部総括判事であり、合議充実強化とか部の機能強化等については、自分はできているという方ばかりだろうと思う。でも、改めてこういう場で横の人たちといろいろ議論を交わすことによって、自分の考えていた部の機能強化はあくまでもマイ・コートの強化充実策であって、それがどれだけ汎用的なものなのかとか、横断的なものなのかということについては、また別物という面もあることがおわかりになるのではないかと思いますので、これから、まずグループ協議をしていただき、その結果を皆さんで更に揉んでみるということの意味があることだと思う。したがって、今日は私も総論的なことは余り申し上げないつもりである。つい先週、長官所長会同が行われた。おととしの長官所長会同では、ずばり合議強化をテーマにした協議事項が入っており、去年は部の機能強化という形の協議事項だったが、今年は各分野に特化した協議テーマではなく、全てを横断的に見回して、各庁における事件処理の実情、課題、方策をいろいろ検討し、その中で特出しとして部総括の役割りの重要性を議論しようという切り口になった。このようなプロセスに照らしても、やはり全ては部総括次第だったのだという思いを改めて大変強くしたところである。

これから各班で発表していただけると伺っているところ、ぜひ発表の中身が余り似通ってしまわないように、後から発表する班は特に何か特色のある新しい部分を中心に述べていただけることを期待している。

2 合議の意義及び合議・単独事件の振り分け

(1) 合議の意義

合議の必要性は、現在、高まっているか。民事訴訟の現状を考慮した場合、どのような点で合議の必要性が高まっていると考えているか。

(2) 合議・単独事件の振り分け

ア 合議事件の振り分けをどのように行っているか。

新件段階では、どのような手順で選別し、どのような事件を合議事件としているか。振り分けについて、合議基準を設けているか。合議基準の具体的な内容や実際の当てはめは、どのようになっているか。また、設けていない場合には、どのような理由からか。

イ 審理中に合議に付すべき事件の基準（考慮要素）

審理の途中で単独事件を合議に付す場合、どのような点を考慮して合議に付すか。また、合議に付す時期としては、手続のどの段階か。ふさわしい事件を合議に付すためにはどのような点を工夫する必要があるか。

【各研究員の意見】

● 論点(1) (合議の意義) について

A班 私たちの班では、価値観が問題になる現代型の事件が増えている、あるいは、世の中に重大な影響を及ぼすような事件はもともとあったが、それを合議で処理しないことが問題視されるようになったとの意見が出された。そして、3人で判断した方が判断の質が高まることからすると、上記のような事件については合議体で判断する必要性が高まっているとの意見で一致した。

B班 合議の必要性が高まっているということについては異論がなかった。理由としては、①価値観の多様化、②事案・判断の複雑困難化、③裁判への注目度の上昇、④陪席の育成の必要性が挙げられた。③については、ネット社会の進展により、裁判所が重要な事件と思っていない事件でも、ネット上などで大きく取り上げられ、耳目を引いてしまうという現象があり、注目度がある事件、社会的波及効果がある事件かどうかという判断は、以前より更に慎重な判断が要求されているのではないかと思う。

C班 私たちの班では、①裁判官によって意見が異なることが予想される事件（パワハラ、セクハラ等）、新しい論点を含む事件が目立ってきていること、②マスコミに取り上げられ、国民の注目する事件について慎重さが求められていること、③ラフな審理、判決が一部目立つようになってサポートの必要性が出てきていること、④民事訴訟法改正の熱意を取り戻して、審理の充実を図り、部の一体感をつくる必要が出てきていることから合議の必要性が高まっていると考えた。

D班 合議の必要性が高まっているという点については、私たちの班でも異論はなかった。その理由としては、複雑困難な事件が増えていること以外に、最近では、右陪席が若い人の場

合、初任が刑事で、次に外部経験をすると民事事件を初めて担当する際に単独事件を担当するという場合があるので、その方の研さんの意味も込めて、部内で事件処理のノウハウを共有していくという意味が、合議にはあるのではないかという意見が出された。実感としても、従来なかった類型の事件が増えていたり、介護施設や託児所、学校等の関係する事件で一定の判断をすると、社会的な耳目を集めたり、波及効も大きかったりする。

E班 私たちの班では、①当事者や社会から求められるハードルが上がっている一方、判断が困難な事件や波及効のある事件が増加していることから、このような事件について、質の高い判断をするために知恵を結集する必要があること、②民事事件の経験の少ない陪席がいるので、その能力を底上げする必要があること、③当事者、社会から見た合議事件のインパクト、その当事者あるいは社会からの納得の観点から、合議の必要性が高まっているとの意見であった。もっとも、重点の置き方については、都市部と地方とでは、相当異なり、地方庁では、波及効のある事件とか言われても余りピンとこないというところがあるとの意見もあった。

F班 これまで出された意見と余り変わらないが、合議の意義としては、対外的な観点から、多角的な検討、判断の質の向上と審理運営の改善をしていく必要があるということ、対内的な観点から、現在の法曹養成制度が任官後の継続教育を重視するものであって、左陪席、それから右陪席も含めて能力向上の必要があるということで一致した。

● 論点(2) 合議・単独事件の振り分け

A班 合議と単独の振り分けについては、私たちの班では、合議基準の有無にかかわらず、コアな事件については、どの部でも合議に付しているだろうが、合議にふさわしい事件というのはもっと広がりがあり、いろんな実情に鑑みて、広く合議に付していくという必要があるのではないかという意見が出された。合議基準については、ある部とない部があり、あるといい面もあるが、逆に形式化して固定化してしまうということや、実際に当てはめていくときになかなかうまくいかないこともあるので作らないという意見もあった。また、合議基準を部ごとで作っている庁と、各部で統一したものを作っている庁があった。統一基準を作っている庁では、国民の目線からは、どういう事件が合議に付されるかということが分かった方がよいという観点から、全国的に統一した基準を作ったらよいのではないかという意見もあるようである。その反面、コアな事件については統一的な基準を作るほうがよいと思うが、各庁の実情によって合議に付すべきかどうかが変わってくる部分については、かえってよくない面もあるのではないかという意見もあった。なお、重大な判断

を要する事件は、合議に付した上で右陪席を主任とすべきという意見もあったが、右陪席は単独の事件等の負担もあるので、思うようにいかないという声もあった。

審理途中からの付合議については、形式的な例ではあるが、審理期間が長期化しているものについては合議に付するのが相当であり、基本的には2年経過している場合が目処であるが、班内では、付合議によって更に長期化する場合もあるので、2年が経過してからではなく、1年半とか1年何か月か経過した時点で付合議の検討を始めた方がよいのではないかという意見も出された。

B班 合議と単独の振り分けについては、新件段階の合議基準を作っている部が多かった。ただし、知財事件、医療事件、行政事件等の典型的な合議事件以外については、規範的な定め方になっているので、その都度、事案に則した形で各裁判官の協議によることになり、基準がどれぐらい機能しているかは不明である。基準への具体的な当てはめも悩みの多いところであるが、左陪席が新件全てを見て振り分けを行っているというところが多かった。ただし、特に小規模庁においては、令状、保全等で左陪席が忙しいので、どこまで負担をかけるかというところがある。反面、いろいろな類型の事件を訴状段階とはいえ、見ることができるメリットもあるので、左陪席が全件見るべきだという意見が強かったように思う。また、庁によっては左陪席が新件全件を見て、合議相当の付せんを貼った上で右陪席と部総括に回覧することにより、かなり徹底した選別をしているという声もあった。逆に、書記官任せにしたり、とりあえず単独係に配てんした後、合議相当の事件かを協議するというところもあった。この場合、単独係に一度配てんした事件をどのように合議に付すかというところで、なかなか困難な問題が生ずるという指摘がされた。

審理途中からの付合議については、新件の段階では合議相当か否かが分からないが、抗弁等を見て、大問題を含んでいるということが判明することも相当数ある。途中で審理がうまく進まなくなるというような事件もある。このような事件については、主張整理中に出てきた法律問題あるいは社会的波及効果のある問題等の大小といった事案自体の要素に加えて、左陪席、右陪席、さらには部総括の余力の大小という裁判所内の事情も総合考慮しながら決めていくことになる。適切に合議に付する工夫に関しては、棚おろし、発掘作業をどのようにするかという点について討議を行った。実際の例としては、①定例ミーティングを開催する、②月に1回、1時間程度の討議で、各右陪席、部総括が、担当している事件の中から複雑困難な事件等を紹介して議論する、その中から合議が必要な事件について合議に付していくという方法が挙げられ、定例ミーティングという形はとらないが、

日頃から雑談、情報交換を行い、困難な事件がどの係にあるのか、右陪席、左陪席の余力がどの程度あるのかといった点について共通認識を形成した上で、適切な発掘を行うという庁もあった。また、一定期間を過ぎた事件をリストアップして、どういう問題があるのか討議するという庁、あるいは部総括が自分でミンタスを見て、一定期間が過ぎたものについて、経過や状況を確認するという庁もあった。そして、各陪席から少なくとも何件かは合議候補を出してもらうように決めてしまうという方法があったが、この方法は右陪席も受け入れ難いのではないかといった意見があり、この方法は最後の手段的な要素があるのかなという意見が出された。

C班 合議と単独の振り分けについては、基準を設けている庁と設けていない庁、これから作成する庁があり、基準を設けている庁の中には、大規模事件、社会的に耳目を集める事件、新しい論点のある事件等を合議とし、当てはめについては、左陪席が全件検討しているという庁、左陪席が右陪席に回して右陪席が部総括に回す庁、あるいは3人で協議するという庁があった。基準を設けていない庁では、現在、既に多くの合議の未済事件があり、これ以上増やすことが難しいので、基準を設けなくてもよいのではないかと、基準への当てはめも大変なので作っていないという実情が紹介された。

審理途中から合議に付すべき事件の基準については、後にそういう事情が判明した場合には合議に付するということと、長期未済になった場合には合議に付する、新しく法解釈等が問題になる場合には合議に付しているという実情が紹介された。付合議の時期については、判明したらなるべく早く合議に付したほうがよいという意見であった。一番の問題は、どのように合議に付するかであり、右陪席がなかなか打診しにくい状況であれば、部総括がそういう意見が出てくると心よく受けるということ、右陪席が付合議の打診ができないのは合議メモを作るなどの負担が出るからであるから、そのような負担を増やさないように配慮し、左陪席の負担は増えるかもしれないが、合議メモはなるべく左陪席が作るのがよいのではないかと話になった。

D班 合議と単独の振り分けについては、新件段階では、合議基準があるところとないところがあった。合議基準がある場合も、こういう事件に該当したら左陪席に相談してくださいという合議基準であって、画一的なものではないということであり、他方、合議基準がないところでも左陪席が新件全てを検討することで、適宜、合議に付されていくという実情であった。また、合議事件を取り扱わない支部にも合議に付すのにふさわしい事件があるので、本庁は、積極的に回付を受け入れる必要があるという意見も出された。

審理途中からの付合議については、定期的な棚おろしや、ミーティングの機会を設け、その中で、付合議事件として出しづらいという雰囲気になるべくないように部内の雰囲気作りから考えていく必要があるとの意見が出された。審理期間が2年を過ぎたら合議に付するというような形式的なルールについては、それでは手遅れとなることもあるという意見があった一方、逆にそういうルールがあったほうが最悪の事態は避けられるし、形式的な基準の方が付合議にしやすいという意見もあった。そのほか、部総括が、合議メモは簡略にしていなどと言ってみたり、部総括の単独事件を減らしていくので、右陪席も遠慮なく合議に付してくださいと言ってみたりするなどの工夫例も紹介された。

E班 合議と単独の振り分けについては、①合議事件とする余裕の少ない部、②専門部、③専門部のある庁の通常部によって考え方が全然変わるので、合議基準を全国的に統一することはなかなか難しいのではないかとということで意見が一致した。いずれにしても事件の性質、合議事件を受け入れる余裕の有無、右陪席の負担状況を勘案して合議に付していくのではないかとということで意見が一致した。

一番問題なのが右陪席の事件を審理途中でどういうふうに合議するかということである。対象としては、古い事件、右陪席が進行に苦慮している事件、判断に困難を伴う事件が例として挙げたが、これをどう把握するかというのは実際にはなかなか難しい。右陪席と面談をしている庁、右陪席から事前に合議の事件の候補を挙げてもらい、合議事件数に余裕が出たら、それを合議に付すという庁、全裁判官による事件報告をして、右陪席の単独事件についてその中でオープンにしている庁等があった。また、部総括は、合議事件に付すことについての意識が高まっているが、右陪席、左陪席もどういう事件を合議に付すべきかを意識しないと、なかなか合議にしようという機運も高まらないし、どういう事件を合議に付すべきものとしていいのかがなかなか分からない。合議に付すべき事件はどういうものかについての情報も部内で共有していくことが大事だという指摘がなされた。

F班 合議と単独の振り分けについては、作成中の庁を含めて庁単位の合議基準を作成しているところが2名、部単位の合議基準を作成しているところが3名であった。付合議の手順は、①左陪席が全件訴状審査をし、部総括、時には右陪席も交えて協議する、②右陪席にいったん配てんし、右陪席が申し出る、③部総括が全件訴状を見るという3つの方式が紹介されていた。基準への当てはめについては、原則として合議事件とし、協議の上、例外的に合議にしないという基準でスクリーニングをしているという方法をとっているところもあった。基準の具体的内容としては、国賠、名誉毀損、医療等の事件類型、波及効のあ

る事件、複雑困難事件、専門的知見を要する事件、いわゆる政策形成訴訟など性質的な類型が挙げられた。

審理途中の付合議については、班員の所属部の全てで定期的に検討の機会を設けていた。方法としては、定期検討会で必ず1件は合議に付するというところもあった。右陪席に実質的に合議に関与してもらうためには、右陪席自身の負担の軽減が必要であり、考慮要素としては、合議基準への該当性のほか、マンパワーを要するか、審理が遅滞していないかといった点が挙げられた。

なお、当部の構成が、右陪席1人、左陪席2人という前提で話をさせていただくと、合議の活性化や部の機能の強化は、結局のところ右陪席の実質的関与をどれだけ図るのかというところに尽きると思われる。そこで、右陪席の余力をどうやって作るのか、合議に参画しやすい環境をどう調整するのかという見地から、一つの方策として機能的な付合議のシステムを考えてみようじゃないかということで、付合議のプロセスの多様化を図っている。その内容を紹介すると、①左陪席が月当番で新件をチェックし、付合議相当事件を抽出し、②いったん単独事件でスタートした事件についても、年度替わり、休廷期間前に合議に付すべきものの棚卸しの実施を行い、③単独事件を、今後どういうふう処理をするのが相当かということ部全体で討議をする「プチ合議」を開催し、その中で、付合議についても検討することとした。「プチ合議」では、合議メモを原則として作らず、ホワイトボードだけを使って口頭で議論し、そのまま単独で処理することを後押ししたり、合議に付したりする。

【講師】

(1) 合議の意義

合議に意義がないと言われる方は一般に余りおられない。そういう意味では、合議の意義付け自体については意見が一致するまとまりのよいテーマということになるが、その意義の力点がどこにあるかということについては、いつも議論になるところである。例えば、うがった見方をすれば、合議強化の目的は増員のためではないかという人もいるが、それは目的と手段が逆になっているところがあって、本来の目的を実現するためには、環境整備も図らなければならないということになるのだと思う。合議の意義というのは、特定の目的に特化して考えなければならないという筋の話ではなく、様々なメリットが並行して存在している、本来、事情が許されるのであれば、皆の知恵を集めて審理していくということ自体は、話の原点としておかしいことではなく、むしろ望ましいことと言えよう。ただ、いろいろな意味

で事情が許さず、裁判官3人がそろって審理するには、マンパワー的に無理があるのではないかというのが、これまでの歴史的な流れだったものと思う。そうすると、事情が許される範囲内で、合議でやろうというムーブメント自体には、大体コンセンサスをいただけるころではないかと思う。

(2) 合議・単独事件の振り分け

合議基準の方も、似たような話だと思う。基準自体は、それぞれの地方の実情を反映するとは言っても似たようなものになりがちであろう。一時、複雑困難事件がこれからの課題と言われていたこともあり、何となく複雑困難事件イコール合議、合議イコール複雑困難事件、でも、うちの庁にはそんなものありませんという話がかなり一般化したように思う。この前の長官所長会同でも、大規模庁と言えるようなところの所長からも、「部総括に聞くと、いや、うちの庁ではそんな複雑困難事件なんか全然増えていませんと言う人が多い。」といった話が出ていた。しかし、そもそも複雑困難事件が合議対象事件の代表例とされたのは、誰が考えても、このようなものは合議でやったほうがいいでしょうという意味であり、合議漏れがないようにするためには、せめてその程度のメルクマールは考える必要があるでしょうということだと思われる。先ほど申し上げたように、事情が許すのであれば、より多くの事件を合議でやっていくのが適当ではないかという発想に立てるのであれば、複雑困難事件でなければ合議にしてはいけないなどという法則はどこにもなく、様々な目的に照らしてみても、こういうものは合議でやったほうがいいのではないかという流れの中で選べばいいということになる。基準を作る場合は、一定の目安ができるとか、外から見たときに分かりやすいとか、部内的にも透明性が高まるとか、そういう点はメリットであると思う。だから、定性的な意味合いで一定の事件類型に基づいた基準を作るという作業自体は意味があると思う。しかし、どこの基準でも普通は「その他、合議にふさわしい事件」といったバスケット条項があるのが通常であり、現実問題としては、そこに何が入るかについて、各地の実情、各部の実情で決めていけばいい話である。そういう意味では、結局は、各地、各部で、まずはよく話し合っていたいただきたいということで、根っこは皆同じ話に通じると思っている。

3 合議の進め方

(1) 期日合議において、どのような点に留意しているか。

また、合議メモについてどのような工夫をしているか。合議メモの作成に当たって、その

趣旨・目的に鑑み、左陪席が気を付けるべき点があるか。

- (2) 争点整理の初期段階と中盤以降とで、期日合議の進め方で違いがあるか。あるとすれば、どのような点か。
- (3) 心証合議（和解・判決合議等）の場合、どのように行っているか（時期の定め方、合議の時間、具体的な進行方法等）。心証合議を進めるに当たって、留意すべき点があるか。左陪席が合議メモを作成する際に、特に指示している点があるか。

【各研究員の意見】

● 論点(1)（期日合議における留意点〔合議メモ等〕）について

F班 当たり前のことだが、十分検討された合議メモに基づいて合議を充実したものにするためには、早めにメモを出してもらうことがまず重要であるので、合議の2日前までに提出することを求めている。そのため、当事者への書面の事前提出を厳しく求めているという庁もあった。また、右陪席が合議に参加しやすくすることが合議の活性化のために重要であるという点は一致していた。合議体を構成する右陪席だけではなく、合議体を構成していない右陪席にも積極的に意見を出してもらうように伝えて、なるべく発言しやすいようにしてもらうということが大事だという意見も多かった。合議の進め方については、左陪席に口頭説明をしてもらって、理解しやすい形で進める、あるいは発言の順序にも配慮することが重要であるというところで一致した。合議メモにおける工夫については、右陪席にも分かりやすく充実した内容にってもらうために、事案、争点等にとどまらず、重要な資料や証拠の添付を求めているというところがほとんどであった。現場図面などの証拠のほか、できれば重要な証拠の摘示あるいは引用があると助かるというような意見もあった。また、合議メモは、大体1頁から3頁ぐらいが多く、できるだけその時点での心証、今後の進行について、スケジュールなども含めて、主任には意見を積極的に記載してもらうということが重要である。ただし、余りにも細かいと分かりにくく、主任の負担もあるので、一覧性が重要であり、なるべく1枚にってもらうようにするという事で書式を定めているという庁もあった。さらに、左陪席の口頭説明、図、表、ホワイトボードの利用などで補足してもらうということが大事だろうという意見も出た。

E班 左陪席が合議メモの作成に当たって気を付けるべき点は、事案と問題点の把握をよくしてもらうことと手続をどう進めるかをきちんと検討してもらうことであり、これは最低限、必須である。この点、今は真面目な左陪席が多くて詳細なメモを作成しがちであるが、詳細なメモを作成すべき場面とそうでない場面というのがあるので、事案と時期を見てそれ

を見極めていくということが非常に重要ではないかという意見が出た。また、メモを作成する際には、右陪席に把握してもらおうという点では情報がある程度盛り込むことが必要であるが、一方でメモを作る左陪席の作成の負担もあるので、そのバランスをよく意識することが重要である。メモについてはどうしても左陪席任せになってしまうところがあり、裁判長、右陪席もメモについてどういうものを求めているかについてももう少し指摘したほうが良いという意見が出された。さらに、期日合議での留意点については、メモ、口頭のプレゼンテーション、ホワイトボードはあくまでもツールであって、いかにそれぞれが意見を言うかということが重要であるということ意識することが大事だという意見が出された。

D班 期日合議の中には、書記官を交えて、期日直前に当日の進行を確認するものと、裁判官だけで、事件解決のために総合的に行うものがあるが、合議メモとしては同じものでやっている。工夫として特にこれというものはないが、最低限必要なのは、期日でどういう手続がされるのか、宿題として当事者にどういう釈明を求めて次回までにやってもらうのかということを確認することである。それ以外のプラスアルファのところに行けるのかについては、右陪席に準備書面までちゃんと読んでもらっているかどうかにも関わり、読んでもらわないという部の場合、例えばそういう書面の要約的なものまで求めたいというところもあった。逆に右陪席がちゃんと書面を読んでいる部であれば、そこまでのものは必要ないだろうということであった。提出された書面の骨子等を求めるかどうかは、左陪席のキャパシティ次第で、柔軟にやるしかない。

C班 期日合議でやるべきことは3つあり、①今回やるべきことを確認すること、②事件の見通しを立てること、③その見通しのために今後何をすることであり、合議メモにも、この3つを書いてもらう。しかし、①しか書いていないものが結構多いのではないかと思う。ただし、任官したての左陪席に事件の見通しを立てろなどと言うのはそもそも難しいので、合議メモとしては最低限、今回、陳述すべき準備書面と取り調べるべき証拠を書いてもらえればよく、見通しはある程度力が付いてからでもいいのではないかという意見が出された。合議メモの工夫としては、事件にニックネームをつけることが考えられ、例えば、防波堤激突事件とかいう形でニックネームを付けると、ぱっと記憶喚起できていいのではないかという意見があった。また、一覧性のあるざっくりした時系列表を作ってもらい、弁論準備手続期日に持って入る合議メモでは、心証を1枚目に書くと当事者に見られてしまうおそれがあるので、2枚目以降に書いたほうが良いのではないかという意見も

あった。

B班 期日合議における留意点は、右陪席にいかに関与してもらうかという点が重要であり、右陪席の繁忙度にもよるが、全事件について全面的に関与させるのではなく、事件を選んで具体的に事前準備として求める内容を部総括から指示することが有益であるという意見が出された。合議メモについては、詳細なものが出てきて、かえって使い勝手が悪いということがあるので、裁判長の訴訟指揮あるいは右陪席の事案の理解に役に立つような簡にして要を得たメモを作成してもらうことが重要であるという意見が述べられた。もっとも、実際にはそういうメモがなかなか出されないという実情も紹介され、右陪席がメモのサンプルを左陪席に渡して、それで左陪席の参考にしてもらったという例も紹介された。

A班 期日合議の留意点については、右陪席の合議参加が重要であろうという意見があり、部総括と左陪席の受命で期日を進行している事件についてどうしているかという点を中心に議論した。右陪席に合議に参加してもらっている庁とそうでない庁があったところ、右陪席が入らないと裁判長の単独事件と変わらないのではないかという意見があった。ただし、そうは言っても、右陪席が支部にてん補をしている庁では、右陪席が参加することがなかなか困難であるという実情が紹介された。合議メモの作成に関しては、右陪席に事案の概要が分かるようなメモを左陪席に作ってもらいたいという意見があり、この点は価値判断が重要な問題になる事件については、その程度で足りるが、事実認定が難しい事件については、記録を見ないと分からないという意見もあった。

● 論点(2) (争点整理の初期段階と中盤以降とでの期日合議の進め方の違い) について

F班 争点整理の初期段階では、今後の進行の振り分けについて重点を置くべきであり、事件の困難度等によって、弁論準備手続で詰めるべきかの振り分けをまず行う。それから、争点整理の中盤あるいは終盤で、当事者の主張等も大体出揃ったときに、内容の充実したメモを作ってもらい、それに基づいて実質的な議論をするということになるのだと思う。主任裁判官の繁忙度にもよるが、証拠調べが近付いてきた段階では主張整理をしてもらい、主張整理ノートのようなものを付けてもらうこと、あるいは終結が近くなってきた段階では判決の骨子あるいは判決書に近い内容のたたき台を作ってもらうという庁が多かった。また、一定の段階ごとに争点について順番に結論を詰めていき、そのような結論について固まった争点については、追加的主張は現時点において考えていないというような当事者の陳述をとって調書に記載しているという庁もあった。そして、右陪席がどのような時期

から関与していくのかも議論になり、できるだけ早い段階から関与するのがよいが、メリハリが必要であって、問題点が出てきたときに実質的な合議を入れていくという意見、終盤段階に近付いてきたときに、判決書の骨子を作ってもらった上で、時間をとって、右陪席にも検討する期間を与えるといったサポートをしっかりとすることが重要ではないかという指摘もあった。また、部総括と左陪席で弁論準備を進めていると、右陪席の関与が薄くなるので、いかに右陪席に審理の状況等を含めた情報を伝えていくか、情報を共有していくかということが重要であり、その手続が終わったごとに右陪席に内容を伝えるという庁もあった。また、専門委員の説明を聞いたとき、当事者を交えた説明会をしたときには、その内容を伝える、あるいは場合によっては右陪席に実質的に入ってもらうという庁もあった。

E班 争点整理の初期段階と中盤以降での進め方の違いについては、初期はなかなか情報がないので、その事件の見立てであるとか見通し、すなわち、和解なのか、判決になるのか、どういう段階で尋問するのかといった、いろいろな問題を想定しながら議論することが大事である。これについては、その事件限りの問題もあるが、左陪席が将来、単独を持ったときに、自分であればどういうふうに進めていくのかを意識付けしていくという教育効果もあるので、そのような議論は非常に大事ではないかという意見が出された。中盤以降は事案の解明がどんどん進んでいくため、人証調べも想定しながら心証に踏み込んだ議論を行うことになり、当然、進め方が変わってくるという話が出た。

D班 争点整理の初期と中盤とでの進め方の違いについては、早期の段階であれば、争点の確認程度でさりとていけるだろうが、中盤以降は争点の軽重に応じて、あるいはこの争点についてはどういうことになりそうかという見込みを含めて、より内容を詰めたものになっていかざるを得ない。いよいよ尋問という段階では、誰を採用して、誰を却下するとか、その理由をちゃんと説明できないといけないので、事案にもよるが、現時点でどの事実まで認定できるかまで詰めておくべき事件もあるだろう。

C班 争点整理の初期段階と中盤以降で、特に期日合議の進め方に違いはないと思うが、中盤以降については、心証合議に近づいていくのではないかということであった。

B班 期日合議の進め方については、基本的に訴訟の初期段階と中盤以降で進め方が大きく違うのではないかという意見が大勢であった。もっとも、中盤以降になるともちろん事件の内容や判断の見通しについて合議するため、多少長めの時間をとって合議することが多くなるが、基本的には段階を問わず、節目節目に必要な合議は時間をとって行うという意見

が多かった。

A班 初期と中盤以降との違いというのは、これは基本的には中盤以降については内容合議の比重に違いがあるという意見だった。

● 論点(3) (心証合議の進め方) について

F班 心証合議では、後に判断が変わらないようにしっかり検討することが重要ではないかということで一致した。判決書骨子を作成してもらって、事前に十分な検討期間を設けて、右陪席にも関与してもらって検討するということが大体一致した。時間は大体30分から1時間はとり、終結前に判決の骨子あるいは判決に近いもの、ほとんど判決に使えるようなものを作ってもらった。とにかく主任裁判官が迷わないように、あるいは後で問題点を発見して困るというようなことがないように、心証合議というものを充実させる必要があるということや、主任裁判官には早め早めに準備を求めるということで、後で楽になるというような説明をして理解を求めることが大事だろうということで意見は一致した。そして、主任にそのような準備をさせてみると、後でよかったと、終結後に迷わないでよかったというようなことを感じる人が多いということで、進んでやってくれるようになったという声もあった。

E班 心証合議を特別に行っているかという点については、多くの事件では期日合議の中で心証についても把握しているのが実情ではないかということで一致した。問題は、その期日合議の時間をとれるのかどうかであり、その点については、なかなかとりにくいという声、時間を決めてきちっと行っている声など様々であった。心証合議の際の留意点については、裁判長が、陪席に発言してもらうことを意識することが重要であり、実際すぐ裁判長が話して、議論を進めてしまい、議論を沈めてしまわないようにしようという話が出たところである。また、心証合議を充実させるため、右陪席に記録をどこまで検討してもらうかということについて、準備書面の配付をしている声あるいは重要な書証まで配付している声もあったが、まずは右陪席に何をどこまですべきか、きちっと指摘することが若干おろそかになっているのではないかという声もあるとの実情が紹介された。心証合議のメモについては、期日メモと余り変わらないが、事件により合議に当たって大事な点が変わるのは当然で、時系列が重要な事件、主張の対比が大事な事件、証拠評価が大事な事件、あるいは法令や裁判例の分析が重要な事件があり、裁判長としては、それを意識して、その事件に応じたメモを作ることを指示していくことが重要である。

D班 心証合議は、改めて行うまでの必要がない事件が大半であり、期日合議で足りている。

例外的に、和解案を書面で示すときなどには、心証とは別個の考慮も必要になるので、そのための合議を行うことがある。また、判決合議については、左陪席が基本的に申し出る形であり、例えば、左陪席が判決を書いている、従前の合議ではこういう話だったのに、ちょっと書いておかしいなと思ったときなどには、随時合議を求めることになる。それから、判決書をどういう順番で書いていいのかとか、構成が悩ましいときには終結前であっても合議をすることがある。

C班 心証合議については、心証開示をして和解勧誘をする際や、人証調べ前、人証調べ後等に行うところ、時間を決めて、それまでに全員に記録を読んでもらって合議をするという意見と、右陪席は記録を読んでも読まなくてもいいという意見、むしろ右陪席は記録を読まずに、新鮮な目で素朴な疑問をぶつけるという形で合議に参加したほうがいいという意見、右陪席が記録を読む、読まないは事案によるが、細かい証拠関係を見ないと分からない事件は、右陪席にも記録を読んでもらって合議に参加してもらったほうがいいという意見があった。心証合議の進め方については、まず左陪席から、作成したメモに基づいてプレゼンしてもらった後、右陪席に意見を言わせる。その後、裁判長からさまざまな観点から質問をすると、右陪席も疑問点について質問をするということで、判例とか証拠関係などからきちんと説明がつくかどうかというのを検証していくという形で進めていくという話があった。それから結論の落ち着きというのが一番大事なので、そういう観点が中心になるのではないかという意見もあった。合議メモ作成の際の指示については、事案により、あるいは合議の目的によっても異なるので、一概には言えないのではないかとの意見もあった。

B班 心証合議については、簡単な事件では期日合議の中で行ったり、普段の会話の中でしたりすることが多い。それ以外に合議を要する事件は別途時間を指定して行っているという部が多かった。心証合議の留意点については、左陪席にいかにも自由に意見を言わせるかである。左陪席にも自ら積極的に発言するタイプと、裁判長の意見にすぐ迎合してしまうとか、ちょっと反論されるとすぐに意見を撤回してしまう左陪席もいるという実情の紹介があり、左陪席のタイプを見極めながら合議に巻き込んでいく必要がある。一つの策としては、右陪席も合議で積極的に意見を出してもらって、右陪席と左陪席が意見を交換し合うような関係になれば、実質的な合議が実現できるのではないかという意見が出された。また、部総括が普段から事件の筋などについて話をしていると、左陪席がそれに感化されてしまうので、本当に陪席の意見を聴きたい事件は、部総括はふだんから口にチェックをし

ているという紹介もあった。左陪席の合議メモの作成については、事案、争点、主張、判例・学説、左陪席の心証等を記載してもらうのが普通である。しかし、難しいのは法律的な論点が問題になるものだと、そもそも争点の設定の仕方、論点の設定の仕方自体が間違っているということもあるので、裁判長からこういう点について判例、学説をまとめてメモを書いてくださいというような指示をするという紹介もあった。

A班 心証合議については、まず和解に関し、受命で行っている場合どうするかというような問題があり、その場合には右陪席によく聴く庁とあまり聴かない庁があった。判決合議に関しては、尋問前であるとか終結前で既に主張整理や簡略な判決書等も書いてもらい、その過程で判決合議に類することをしているので、それ以上は余りしないという庁、困難な事件については終結後に合議をするという庁があった。

【司会】

講師からのコメントは後ほどまとめていただくこととする。

4 合議における部総括等の役割

(1) 右陪席及び左陪席は、それぞれ、合議において、どのような役割を果たすべきか。実際に、陪席はそのような役割を果たしているか。陪席の合議への関与について改善すべき点があるとしたら、それはどのような点か。それを実現する上でのあい路はどのような点か。

(2) 合議に際して、部総括裁判官は、次のような点でどのような役割を果たすべきか。実際にそのような役割を果たしているか。果たせていないとすれば、そのあい路はどのような点にあり、その克服策としてどのようなものが考えられるか。

- ① 合議の進め方自体について
- ② 合議の進め方以外について

【各研究員の意見】

● 論点(1) (陪席の役割について)

B班 右陪席と左陪席がそれぞれ合議においてどのような役割を果たすべきかについて、左陪席は誰よりも記録を読んで、誰よりも事件を分かっているのだという気持ちで事件処理に当たるべきであり、そういう自覚を持って仕事に当たっているように見受けられるが、やはり経験が少ないので、結論を出すために、あと何が必要かという検討において観点がずれていたり、思いが至っていなかったりということがままある。合議メモ作成等の手法においても事案の理解をして、それを判断材料として提供するという点において稚拙さがあ

るのは間違いないと思われる。そこで、右陪席自身の責務という点で、多数の単独事件を着実に処理することが中心となることは否めないものの、それのみに埋没することなく、左陪席に先輩として範を示し、また近い将来に裁判長をするための経験を積むという姿勢で、積極的に合議に関与してもらうことが重要であろうという結論が速やかに導かれる。実際のところ、それがうまくいった例ということでいえば、比較的、期が若い右陪席から、合議メモというのはこういう項目を立て、こういうことを書くんだということはかなり細かく指導、助言した結果、左陪席のメモが格段によくなったという例が紹介された。また、右主任の合議事件をある程度やってみたところ、メモが分厚くなるというような傾向は見られず、むしろ1枚紙のコンパクトな中にこれだけは欲しいという図表や時系列が要領よく入っているものが出てくるので、合議メモはこうやって作るんだということが大変言いやすくなったという例があった。右陪席自身としては、自分が合議をやっていいことがあったという経験がないと、合議に向けての熱意というところも生まれにくい面があるところ、右陪席担当の単独事件から合議に付した事件の和解ができた場合が右陪席に喜んでもらえる一番の例である。もっとも、案外、合議に付したことをきっかけに和解ができたという例も一つならず紹介され、そういうことをきっかけに右陪席に前向きに取り組んでもらえる材料にしたいという話が出た。ただし、一般的には右陪席の積極的関与を引き出すためには、それを可能とする環境、準備が必要であろうという指摘が出たところである。右陪席だった時代に右陪席の合議関与を強化しましょうという話が出て、右陪席同士でしていた本音の議論、そんな余力がどこにあるのだという話であったという紹介もあった。そこで、余力がなくてできないのであれば、できるように余力をつくるのが裁判長の役目であり、実際の例としては、単独から合議に付する事件を増やすこと、一つ一つの合議に関与を求めると、のべつまくなしに関与を求めのではなく、この事件について、これを見て、こういう点について意見を言ってほしいといったような具体的な指定をするという話があった。ただし、それが進んで、右陪席の手持ち事件数と左陪席の手持ち事件数を見比べたときに、左陪席のほうがしんどいなということになったときには、本来型の合議事件で、左陪席が主任として担当する事件であっても、右陪席がより踏み込んで準主任として関与するというようなこともお願いしているとの紹介があった。

E班 まず左陪席の役割は、①しっかりと記録を読み、適切に事案を把握する、②適切な期日メモの作成、③自分なりの心証、訴訟進行についての意見の提示（単独事件の訓練）、④右陪席を合議に巻き込めるようにすることであり、左陪席のレベルとしては及第点ぐらい

の仕事はしてくれているという話が出ていた。任官からの年限の関係でできていないところは個別に指導をしたりすることになるかと思う。④については、期日メモをきちんと作ってもらって、それを見てもらえば右陪席に関与してもらえるようになり、あとは個別に、例えば期日メモを右陪席に渡すとき、あるいは部総括がないところでこっそりと右陪席にいろいろ話をしてもらって、全員で合議をする素地を作ることをしてくれる左陪席もいるという話も出た。

次に右陪席の役割は、裁判長直前の者から単独事件を担当するのが初めての者までいろいろおり、また、いろんな経験やバックボーンを有していてキャラクターの幅が非常に広く、手持ち事件の繁忙度等で記録検討に制約があったりするので、基本的には与えられた情報を前提に意見を言ってもらえればいいのか、合議の意義は、多角的な観点から議論をすることなので、右陪席も自分のバックボーンを踏まえて、事件について意見を言ってもらえればいいのかという意見が多かった。自分の今までの経験に照らして、一般的な観点から左陪席の言っている意見について、質問をしてもらって、それに耐えられないようだったら左陪席の意見にどこか問題があるのだろうというような話ができるという意見が多かった。

A班 左陪席については、記録をしっかり見てほしいという意見があった。

右陪席については、合議に関与してほしいが、実情としてはなかなか合議に参加できていない面があることから、それを改善するためにどうすればいいかという点について、まず関与を軽めにする、関与を求める事件自体を絞ることが挙げられた。

F班 左陪席の役割については、叩かれ台をきちんと作ることであり、事実問題、法律問題を整理して、提示できるものを作ってもらう。現状ではマンツーマンで指導しており、できているという認識の方と、新任ではなかなかできていないという認識の方があって、左陪席に対する期待度の違いかなと思う。あい路については、合議が日に日に各庁で増えてきて、そろそろ左陪席も限界に来ているので、右陪席主任事件へシフトすることを考える必要があるという話が出た。

次に右陪席の役割については、一つは心証形成について関わってもらうことである。合議の目的は叩かれ強い判決を作る、さまざまな観点、立場からの批判に耐えられるような精緻なものを作ることであり、そうした観点からすると、右陪席の役割は部総括や左陪席の結論に対して揺さぶりを与えることではないかと思う。そうすると、右陪席は記録に密着せずに、離れたところから見て揺さぶりをかけてほしい。判決の関係では、今後、部総

括にもなるし、あるいは単独の判決は見てもらう人がいないので、そういった観点からきちんとやってほしい。それから右陪席主任事件では、左陪席とは違った相応の経験があるので、高次のレベルが要求されるのではないかと、右陪席主任事件では、左陪席主任事件における右陪席の役割をする人がいないので、部総括がその役割を果たさなければならない。そうすると、部総括は少し事件記録から離れてみる必要があるのでは、右陪席に事件を任せて、左陪席主任事件における右陪席の役割を果たさないといけない。したがって、右陪席主任事件では、右陪席に事件を任せられるようになってもらわないと、合議の機能が適切に果たせないのではないかとこの話もあった。

C班 左陪席の役割は、主任裁判官として、合議メモを作成し、事件の管理を十分にすべきことであり、現状、部総括や右陪席から必要な援助を受けながら、その役割を十分に果たしている。更に改善すべき点があるとすれば、事件の問題点を的確に抽出する能力を高め、証拠をよく検討し、見通しを述べられるようになることとよいが、新任判事補が多く、当初はそこまでの役割を果たすことは困難である。しかし、事件処理を積み重ねることによって、次第にその役割を果たすことができるようになるのではないかとこの意見が大勢であった。

右陪席については、記録を検討した上で合議に参加し、左陪席の見解について意見を述べるべき役割を担っているというのが理想である。しかし、実際には自分の経験等に照らしても、左陪席の見解については意見を述べることはできるが、記録は検討できていないことが多いのではないかとこの意見が多かった。この点については右陪席が多数の単独事件を抱え、その処理に多くの労力を割いている以上、やむを得ないとする意見も多く、右陪席が自分の意見を述べるだけでも意義が大きいというのが大方の意見であった。なお、判決書の作成の段階では右陪席も十分に関与をしているという実情では一致していた。

D班 左陪席については、もちろん主任裁判官という意味で、記録はとにかく精査してもらう。1年目だとなかなかポイントは押さえられないかもしれないが、精査して、意見を述べる時も口火を切ってほしい。これが果たしているかどうかは、人によることは否定できない。1年目の人なのか3年目の人なのかによっても違うし、場合によっては3年目の人より1年目の人のほうがいいということもある。

左陪席が主任の事件における右陪席の役割については、記録は一応読んでもらいたいが、それは右陪席の方の単独事件の数、忙しさ、経験年数等によってもいろいろあるかと思う。最低限ということで、記録から一步離れたとしても、大所高所からこんなのはどうですか

というような指摘をしてもらうことが有益なときもある。

● 論点(2) (部総括の役割について)

B班 合議に際して部総括がどのような役割を果たすべきかという点は、班内に、放っておけば一人でしゃべり切るタイプの裁判長が複数いることもあって(笑)、裁判長が一人でしゃべり切る形の合議にしないための自戒が話の中心を占めていたような気がした。これも左陪席や右陪席の個性を見極めてそれぞれ工夫をしているということであり、左陪席がアタック型で、とりあえずぼんぼんと打って出てくるのであれば、左陪席とぼんぼんやりとりをする中に右陪席を巻き込む形で進める。左陪席がああ言えば、そうですね、こう言っても、そうですねと言ってしまうというタイプであるならば、まず先に右陪席を巻き込んで空中戦をして、そこに飛び込んで来させる形にするなど、いろんな意見があった。

合議の進め方以外でどのような役割を果たすべきかという点については、どんなに優秀な陪席であっても、経験年数や幅において、やはり相対的に裁判長よりも少ない面があることは否めない。特に一部の右陪席については最も忙しい時期に任官をして、事件をこなしてきて、事件処理で直面する論点以外の蓄積を積むということに余り目が向かない傾向も見受けられるという話が出た。そういった中で、裁判長としては合議のバックグラウンドとしての法的素養を拡充するという場面で背中を押すという観点も必要なのではないかという話が出た。裁判長が、まず毎日、最高裁HP上の最高裁判例を見て、びっくりするのが出ていけば叫ぶ、裁判長が言えば、左陪席は見たことがなくても、何か言っているから仕方なく見るようになり、これを何回かやっていると、こんな判決が出たんですねと向こうから言ってもらえるようになるという話もあった。同様に法律雑誌についても、事件で必要なものを調べるとき以外、一切見ないという方もおられるようなので、判例タイムズが回ってきたら目次を見て、こんなのありですかと言って叫ぶといったような形で、無理やり右陪席や左陪席もそういったものに触れなきゃいけない素地をつくっていくこともよいのではないかという話が出ていた。

E班 部総括の役割は、合議の進め方については陪席に自由に意見を言わせて、陪席から多角的な意見を引き出すようにする、当然、議論の整理というか、訴訟指揮というか、それを適切にやるというのが大前提だが、ついつい最初にぼんと結論めいたことを言って、しまったなと思うというような反省の弁があった。

基本的には、雰囲気づくりや、合議内容について適切にテーマの設定をすとか、次の

合議について事前準備の範囲を適切に指導することが必要なのではないかというような意見が出た。

A班 部総括裁判官の役割については、まず合議の進め方に関し、自分の考え方を押し付けてはいけないという点、自由に意見が言える雰囲気をつくるという点の必要性が指摘され、そのために、擬似的な合議の機会や勉強会を開くことが有効であろうという意見が出された。合議の時間帯については、家族の関係等で夕方以降は難しいという人もいるので、一定の曜日を空けておいて、そこで合議することを決めているという庁もあるという話もあったが、決めた曜日に提出予定の書面が出ていなかったり、右陪席が支部でん補しているところでは、曜日が重なった場合になかなか難しいという話だった。

「合議の進め方以外」の点については、雑談めいたものでもいいから自由に意見を言えるような雰囲気をつくることで、ひいては合議が活性化するという効果があるとの意見が出た。合議メモについては、右陪席に分かりやすく、左陪席に負担にならないように作ってもらうということで、具体的には要点を書いてもらって口頭で補足するという意見があった。右陪席主任の事件を作りたいが、入り口の敷居が高いので、主任と言いながらも右陪席にはなるべく負担のかからないような工夫をする必要があるという意見もあった。

F班 部総括の役割については、一つ目は合議の円滑化で、合議や起案のスケジュールと早期の資料配付について配慮する、起案のスケジュールについては、左陪席から右陪席についてとか、右陪席から部総括についてなど、きちんとスケジュール化して、もし右陪席が単独事件の関係でスケジュール的に難しいのであれば、前後にずらすなどのスケジュール調整をし、それによって、右陪席も時間を与えられたのだからきちんと見なくてははいけないという動機付けができるのではないかという話があった。また、合議の円滑化の関係では右陪席の余裕を作ることがある。右陪席主任事件では、右陪席の役割を部総括がしなくてははいけないということになるので、その点の留意も必要だろう。二つ目は単独事件の支援である。事件というのはあくまでも部に割り当てられたもので、当座、各裁判官に振り分けられているにすぎず、部総括としては事件を皆で処理するという意識を浸透させて、各裁判官が最大限のパフォーマンスを発揮できるような環境調整をする必要がある。それから話し易い雰囲気を作るという役割がある。具体的には、左陪席が自由にものを言えて、十分に叩かれ鍛えられるような環境を作る。そして、右陪席も自由に意見が言えて、合議の際に左陪席と部総括の言った意見に波紋を投げかけられるような雰囲気を作る。そのためにはおもしろい議論をする。要するに、首を突っ込んでもらえる議論、あるいは誰

でも口出ししたくなるような議論をしていく必要がある。それから相談しやすい雰囲気を作り、いろんな意見、見方からの批判が出るような環境を作らなくてはいけないという話があった。あい路としては、部総括が忙しそうにしていると、なかなかそういう雰囲気ができない。あるいは右陪席は、部総括がきちんと考えてくれないと相談しない。したがって、部総括としては自分の事件を差し置いて、相談を受けたらきちんと答えるようにしなくてはいけないという話があった。

C班 部総括の役割については、合議に際し自由に発言できる雰囲気をつくり、いろいろな意見を引き出し、これらを集約して妥当な結論を導く役割を果たすことであるという意見が大勢であった。ただし、実際にはいろいろな意見を引き出すことができないこともあり、十分に役割を果たすことができない場合もある。あい路としては、部総括が左陪席の意見の前に意見を述べてしまって、左陪席や右陪席が部総括の意見と同じになってしまって、結局は多様な検討ができなくなってしまうということが反省として述べられた。これらの克服策として、部総括は左陪席や右陪席の後に意見を述べることで、それから、両陪席の意見の後にこれと異なる反対説を述べて、その論拠についてどのように考えるかを指摘するなどして多角的な見地から議論を行う姿勢を示し、何よりも判断に厚みを持たせるという心構えが重要である。大事なことを3点挙げるとすれば、まず1点目は、結論を先に部総括が言わないこと、2点目に、陪席から意見が出てきたときには、それは素晴らしい意見だということではめて意見を引き出すこと、3点目に、陪席を絶対に怒らないこと、怒ってしまうと、それだけで陪席が委縮してしまって意見が出なくなるので、そういったことを部総括は肝に銘じて、自由な雰囲気では意見が言えるような雰囲気を出すことが大事である。

D班 部総括の役割について、左陪席が何か意見を言った際に、右陪席がそれをこてんぱんにやっつけてしまうことがあると、左陪席のフォローをしないといけない。起案の添削についても二人のバランスを見ながら自分はどのような立ち位置に立つのかを決める必要がある。合議にしても、陪席の負担増にならないようないろんな配慮をしなくてはいけないという指摘があった。論点を絞って、この論点だけこの日に合議しましょうといったことである。意見を言うときには、まず主任裁判官、それからもう一方の陪席、右陪席なら右陪席の意見を聞いて、自分は最後に言う。先走って何か言ったりすると台無しになる。意見を言いやすい雰囲気をつくるという意味で、自分が持っている悩みを相談してみたり、自虐ネタ、失敗談を披露したりすると、意見を言いやすい雰囲気になることが想定される。

ただ、子育てや介護の問題があったりすると、なかなか雑談に乗ってくれない方もいる。ワークライフバランスの関係で5時以降は合議が無理というケースもあるし、支部でん補等があると、なかなか時間を設けるのが難しいという話が出た。

【司会】

6つの班からそれぞれ御紹介いただいた。陪席の役割は割に皆さんの発表の内容としても共通するところが多かったと思うが、部総括の役割、特に合議の進め方以外については、なかなかそれぞれに多様な意見の御紹介もいただけたかと思う。それでは、ここで、「3 合議の進め方」と「4 合議における部総括等の役割」について、菅野民事局長からコメント等をいただきたい。

【講師】

(1) 合議の進め方についての発信、横断的議論の必要性

皆さんがここで言われたことは、基本的にはそのとおりだと思っている。今日の研究会のやり方は意外とおもしろいところがあったかなという感じがしている。もともと合議に関するテーマなわけだから、ここで班別に実際に合議してもらいましょうということなのではないかと思う。事前にレポートを出していただいたものを合議メモ代わりにして合議していただいて、その結果がどう取りまとめられるのかと、こういうお題ではないかなと思う。事前にレポートを出してもらったものを読むと、予定調和的だなと感じるものだが、皆さんのお話を伺っていると、やっぱりいろいろ個別に、具体的で豊かなお話も出てきたりして、大変参考になった。

実は、各班ごとに誰が班別討議の結果をまとめて発表するのだろうか、どういう役割分担をされるのだろうか、さらに言えば、どういうパワーバランスになっているのだろうかと思って見ていたら、6班あるうちで、3つのテーマ全部同じ方がやった班が二つと、3テーマごとに3人別々でやった班が三つと、その間ぐらいの班が一つであった。各班ごとに、一体どうしてこういう結果になったのかということも興味深い。そういうのが一致しないところが裁判所のいいところといえればいいところといえるが、合議もそうだと思うが、それぞれなぜそうなったのかよく分からないところが、また裁判所のもう一つ割り切れないところという感じもある。そういうことを考えたときに、もともと合議のテーマというのはどうもブラックボックスになっている部分が大きく、一言でいうと、それぞれみんな今まで自分が経験した合議以外のことはよく知らない。周りに幾つ部があっても、隣の部がどういう合議をやっているかということ余り見聞きする機会はなく、自分の歴史として、20年前はこうい

う合議で育てられたとか、10年前はこんなことをやっていたとか、そういうのは分かって
も、横断的にある時点でみんながどういう合議をやっているかという問題意識を持つ機会が
どうも乏しいという感じがする。そういう意味では、陪席たちにとってみると、ある意味、
当たり外れが非常に大きい。自分たちもそうだったのかもしれないが、どういう部総括に付
くかとか、どういうめぐり合わせの裁判体になるかということによって、その型が決まって
しまうという面が多々あるのではないかと思う。しかも、合議の進め方とか合議論とかいう
ものはめったに発表されたりすることがない。したがって、各庁でも各部でも、いろんな形
でもっと情報発信をされたらいいのではないかと思う。

(2) 合議の進め方、対象や審理運営の在り方についての部内での意見交換

合議の進め方自体についても、構成員でまず合議をすることが重要ではないかと思う。メ
モの作り方でも陪席の関与の在り方でも、自分が部の裁判長として基本的な方針をどうい
うふうにしていくのかとか、あるいは時間のとり方でも何でもどんどん合議して行って、みん
なの意見を聞いてあるべき姿に持っていき、またメンバーが替われば改めて議論もしていく。
大前提としてうちの部はこうなっていますからという形で踏襲する例が多いのではないかと
思うが、人が替わっていけば、いろいろ相談して、またその人に合わせて修正していくとい
うことが重要なのではないかなと感じている。

また、合議の対象については、個別事件単位でしか考えていないのではないかと思うが、
本来、合議はもう少し広い範囲を対象にして行ってよいのではないかと思う。合議のやり方
自体をどうするかという点もそうだが、そもそも訴訟指揮のやり方とか手続運用のあり方と
か、そういう類いのものについても議論したり、それによって共通認識を作ったりしていく
ことがあってよいのではないかと思う。例えば、起立させるか、自分は起立するかなどの宣
誓のやり方あるいはなぜそういう宣誓のやり方をしているのかという背景事情とかはお互い
議論したことがない場合が多いのではないか。同じ部でも実は右陪席は合議事件でどうい
う宣誓をやっているかというのを体験しているから、部総括の単独もそうやっているのだら
うという認識はあると思うけれども、陪席たちが実は単独事件でどうい
う宣誓のやり方をしているのかを全然知らないということが私も含めあったりして、「えっ」とかいう話をして、な
るほどそういう考え方でそういうことをやっているのかとか、部内で左陪席も含めて議論し
たりしていた。遮蔽の仕方とか、ビデオリンクやテレビ会議をどうい
う場合に使うかとか、あるいはもうちょっと中身にわたる話だと、最近それなりに増えていると思うが、訴権濫用
の事案についてどうい
うふうに対応していくか、どの段階でどのあたりから却下するか、期

日を開いた上で却下するか、それともある程度本案審理を進めるのかとか、いろんなものがあると思う。そういう点も、せめて部の中ではいろいろ議論するなど、様々なパターンの合議があり得るのではないかと思っている。

裁判所は、もともと仕事の性格がそうなのであるが、単独事件をベースにすると、いわゆるたこつぼ化してしまう面がある。どこまで行っても裁判の独立との関係で、最後の判断は当該裁判官個人が責任を持つことになるのは当たり前だが、もう少しいろいろな観点で周りの意見とか、外部者はどのように感じているのかとか、そういうやり方をした場合にどういう指摘が考えられるかとかいうことを恐れずに議論し合って、その上で自分が一番いいと思うものを自信を持って選んでいくというのが望ましいだろうと思う。これまでは、こうした点にやや足りない面があったのではないかと思う。だから、そういう意味でも合議の充実、強化という取組は、個別事案に係るミクロの部分だけじゃなくて、もう少しマクロの目を持って、いろんなことに関心を持っていきましょうということにもつながる取組だと思う。

そういう目で見ると、よく出る話としては、それぞれ部総括の単独判決とか陪席の単独判決とか、お互いみんな見たりしているのだろうかとか、あるいは部の構成員の手持ち事件の状況についてどれぐらい関心を持っているのだろうかなどが挙げられる。部総括がこっそり見たり、調べたりするのがいいかどうか、それはいろんな考え方があると思うが、今は部総括だろうと右陪席だろうと左陪席だろうと、ミンタスを使えば、一遍にそれぞれの裁判官の手持ち事件数とか長期未済はどう並んでいるんだとか、どういう種類の事件が滞留しているのかとか、みんな分かるわけである。だから、ある意味では共通認識は作りやすいので、そういう中で、陪席に対して、何でこんなに事件がたまっているのかという話をしておしまいだと思うが、そういう見方ではなくて、全体的なマクロの目を見たとき、この部にある事件で、こういう問題状況になっていたら、それはどのようにしたらうまく解決し得るのかという形で前向きな議論をするということは考えられるだろう。また、書記官まで含めて考えれば、それぞれの係の書記官の今の負担状態がどうなっているのかとか、手続の進め方にどのような差異があるのかとか、そういうところまでみんな意識しているのだろうか。今、合議強化という話が出てきて、そうすると、その合議に書記官をどのように関与させるのが適切かといった議論も出てきて、それぞれの書記官の負担割合がどうなっているのかというような話につながりやすい土壌はできたはずだが、継続的にそういう点についてそれぞれの裁判官はどの程度の関心を持っているのか、せいぜい部総括は一定の関心を持っていても、陪席たちは知らんわねというような感覚が結構あるのではないか。合議強化、ひいては部の機能

の活性化というのは、まさに、個別事件処理のみならず、そのための土俵を型作る人的・物的基盤や制度設計等にももう少し目を広めていくということに意味があるのではないかと思う。

(3) 部の外との関係

裁判官としては、自分以外ということだと、一番近い単位は部であり、更に広げて考えると、近くの部という話になっていく。昔に比べると、近くの部とのやりとりとか、付き合いとかが圧倒的に寂しくなっている面がある。昔は、伝統的に飲み会などの機会に、若手もいろんな部を回って話を聞いてくるんだよみたいな感じがあったと思うけれども、そういうところがかなり希薄になってきている。あるいは、高裁との関係を見ても、控訴から戻ってきたものをどう取り扱うかという点で、控訴の記録を見るのか見ないのか、合議事件がひっくり返ってきたときに、部でどういう意見交換をするのかとか、恥ずかしいからとりあえず触れないものとしてそのまま知らんぷりをするのかとか、いろんな考え方はあるであろう。でも、やはり議論をしてみないと始まらないのではないか。例えば、高裁だって間違えることはあるわけで、今、一審判決よりも高裁判決のほうがひどいという意見もないわけではないようである(笑)。そういう意味では別に盲従する必要はなく、むしろ高裁、これはおかしいよねという議論をしたっていいのであろうし、ひるがえって考えてみると、仮に自分たちの合議は間違ってたとしても、それが記録に十分に現れていなかった面があるのかなとか、判決を書くときに、もう一步ここをしっかりと書けばこんなことにはならなかったらどうか、いろんな反省もあり得ると思う。だけど、裁判所はどうしても結果の検証とか反省点の議論とかが苦手な面があり、そういうところを避けてしまう部分があるので、むしろ期日の実態や当事者の真意はこうであったとか、堂々と再反論するぐらいの気概を持ちつつ、反省点を内部でもよく議論し、高裁との良い関係を築いていけばいいのではないかと思っている。

(4) 合議における部総括の役割

さきほど申し上げた合議ブラックボックス論ともつながる話であるが、合議の手順とか中身とかも、曖昧さや、なあなあ気分を払しょくして、もう少し透明化を図ることができる部分があるのではないかなと思っている。ある意味、部総括の皆さんは、合議の基本方針とか審理スケジュールとか、当然のこととして部内で明確にしていると言うけれども、部の中で合議しているときですら、実は必ずしも陪席らには伝わっていないというパターンが結構あるかなと思う。部総括が結論を軽々に言わないほうがいいという意見については、そのとおりだなと思うし、でも結構言ってしまったかなと私も反省した。ただ、やはり審理スケジュー

ールをどうするかとか、この事件をどういうふうに進めていくとか、そういうことについては、明確に声に出してみんなで理解し合って、共通認識を持ってやっていたほうがいいことは間違いないだろう。そのような意味では、陪席らの意見をよく聞きつつも部総括がリーダーシップをきちんととることが重要である。

方針とか審理スケジュールを決めていけば、ある意味、自分の首を絞める部分があるが、そういうところは退路を断ちながら、当事者との関係も含めて進めていくという覚悟を持たないといけないところもあるし、他方で、正当な理由があるのなら、むしろ柔軟に方針を転換する、正々堂々と考えを変えるということで進めたほうがかえって分かりやすいのではないかという感じがする。その辺りが部総括としてのある意味の醍醐味ではないかなと思う。スケジュールとか計画の立案だとか起案期間をどれぐらい見るかなどについて、自分にできないことを陪席に求めても、陪席は付いてこないということになるはずである。自分で案を示したのであるから、約束したことは守るよと、予定どおり起案をもらった以上は、自分が単独事件の起案をやっているほうが忙しくて、ちょっとそれを見られないから判決言渡期日を延ばすよなどということはないということ最低限のマナーであり、そういうことをしたら、それはやはり陪席も付いてこないという話になる。その辺りはよく考えていただいたらよろしいかと思う。

(5) 右陪席協議会におけるアンケート回答

最後に一点だけ申し上げる。7月9日に右陪席クラスの方々に最高裁に来ていただいて、同じようなテーマで合議強化と争点整理について協議会をやることになっている。その方々に事前にアンケートをお願いして、回答が返ってきている。これが大変興味深く、非常に啓発される部分があって、当初、「これは部総括の方々はうかうかできないですよ。」とか今日、言おうかと思っていただけだが、さっき皆さんのプレゼンを聞いていて、いや、そんなことはないなと思ったので非常に安心させていただいた(笑)。そのアンケートの中で自分が裁判長になったら取り組みたいことは何かという問いかけをしており、多数の回答をいただいているが、一般的に最も多いのは、さっきから出ている裁判長に遠慮しないで自由に話せるような雰囲気を作っていきたいというものである。それ以外では、陪席が関与する程度とか段階とかそういうものについて他の構成員とよく協議をしていきたいとか、合議をする際に時間やテーマを明確に決めて行いたいとか、いろんな意味でミーティングを強化し、かつ目的によって方法とか構成員等を分けて行いたい、書記官との関係等を議論するミーティングを行いたい、簡易な勉強会のようなものも行いたいといったものが多かった。あとは、部内

の事件の全体像を知りたいとか、ミンタスを使いこなしたい、訴状審査に裁判長として積極的に関与していきたいとか、意外とそういうことを言っている人たちもいた。それから部内カンファレンスみたいな試みをやりたいとか、裁判長自身が意識的に自分の担当事件を陪席に相談していきたいとか、むしろ期日が終わった後に振り返りという形で部内で議論をしたいとか、全部が全部できるものではないとは思いますが、彼らは彼らでやはりいろんなことを考えているなという思いがしたので、御紹介させていただいた。

本日はどうもお疲れ様でございました。

【司会】

それでは、このカリキュラムは以上といたします。